

遠 賀 町

美しいまちづくり基本計画
【概要版】

平成 17 年 3 月
遠賀町都市計画課

遠賀町美しいまちづくり基本計画概要版 目次

1 . 基本計画策定の目的	01
2 . 意向調査の結果	02
3 . 景観形成上の課題の整理	03
4 . 基本目標と基本方針	04
5 . 景観形成に資する事業の基本計画	05
6 . パートナーシップによる取り組みの推進	16

1 . 基本計画策定の目的

(1) 基本計画の目的

福岡県では、美しい景観の保全、創造等について県民の意識の醸成を図り、県民運動として盛り上げることを目的として、平成12年10月に「福岡県美しいまちづくり条例」及び平成13年4月に「福岡県美しいまちづくり基本方針」を制定し、美しいまちづくりに関する施策の推進を図ることとしている。

また、国土交通省では、これまでの量的充足を追求する社会資本整備による都市や田園、海岸における人工景観について自然に比べて著しく見劣りがするとし、魅力ある美しい国づくりに向け、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定した。

本町においても上位計画で位置づけているとおり、景観を整備し、誇りを持って次の世代に継承していけるような個性豊かで、美しい町土を保全、整備及び創造することが求められている。

本基本計画では、将来的には地形的及び地理的要因から遠賀地域の中心的な役割を担うこともふまえ、都市核とりわけ業務拠点が位置する「松の本・今古賀地区」を「遠賀町美しいまちづくり促進モデル区域」とし、当地区における美しいまちづくりを推進するための施策等について定めることを目的とする。

(2) 対象地区の範囲

遠賀町美しいまちづくり促進モデル区域の範囲及びその面積を示す。

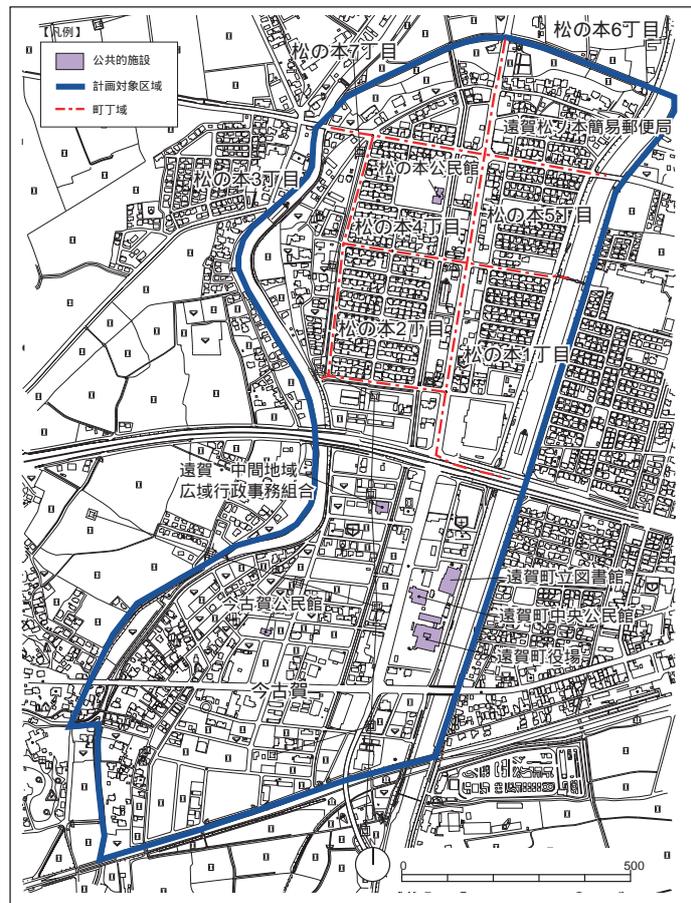
区域：

遠賀町松の本一丁目～七丁目

遠賀町今古賀

面積：

約 224ha



2 . 意向調査の結果

アンケート調査・ヒアリング調査によって得られた景観形成に関する居住者の意向をまとめると以下のとおりである。

(アンケート回収期間：平成16年8月20日～9月1日、回収率：居住者36.7%、事業所33.7%)

(1) 全体評価

- ・ 全体評価では、「悪い」「やや悪い」22.0% > 「良い」「まあまあ良い」19.4%。
- ・ 幹線道路、河川、公園、住宅地内の道路については、「悪い」「やや悪い」 > 「良い」「まあまあ良い」。街並みについては「良い」「まあまあ良い」 > 「悪い」「やや悪い」。

(2) 重点的に取り組むべきもの

- ・ 「河川」が22.3%で一番多く、次に「住宅地内の道路」が15.1%、「幹線道路の街並み(民間建物)」が14.5%で続く。

(3) 幹線道路

- ・ 「街路樹」「植え込み」共に改善が必要。

(歩道)

- ・ 「バリアフリー化」が22.5%で一番多く求められており、次に「広くゆとりある歩道づくり」が19.2%で続く。
- ・ 気になる(直したい)ことでは、「違法駐車・駐輪」が32.9%で一番多く、次に「看板や貼紙」が30.7%で続く。

(沿道の建物)

- ・ 公共施設では「緑化された潤いのある街並みをつくるきっかけとなること」が必要。
- ・ 民間施設については「街路樹の緑と一体となった潤いのある景観づくり」が必要。

(4) 河川

- ・ 河川堤防を約4割の人が散歩道として、約3割の人が通勤・通学や買い物時に利用している。
- ・ 「散歩道の整備」や「清掃活動の徹底」が望まれている。

(5) 公園

- ・ 「緑を中心とした潤いのある景観づくり」が必要と考えられている。
- ・ 地区毎に草刈や清掃が行われている。
- ・ 新しい公園の整備にあたり清掃活動や防犯面の強化が必要。

(6) 住宅地内の道路

- ・ 「路面の凹凸が少なく水はけがよい等の機能性を重視すること」と「交差点や夜間の通行等の安全性への配慮」が必要と考えられている。
- ・ 違法駐車や駐輪が目立つ。

(7) 街並み

- ・ 住宅地内の良好な街並みをつくる上で、「電柱や電線、街灯」や「生垣や庭木」がポイントであると考えられている。
- ・ 空地や空家の放置が目立つ。

(8) その他

- ・ 地域で景観づくりについて検討できる仕組みづくりが必要。
- ・ 地区内の各組織、事業所、行政がそれぞれ独自に活動している。
- ・ 公民館や社寺などを拠点として文化や風習が継承されてきた。

3 . 景観形成上の課題の整理

現地調査・アンケート調査・ヒアリング調査より、当地区における景観形成上の課題を以下のように整理した。

- (1) 幹線道路
- ・街路樹の連続性に欠け、緑の印象が薄く統一感が感じられない。
 - ・街路樹の管理が十分ではない。
 - ・歩道上の看板や違法駐車等が通行の障害になる。
 - ・民地側（事業者側）の緑化の取り組みが更に広がることが望まれる。
 - ・看板や広告物の乱立が目立つ。
 - ・歩道がマウントアップ歩道で波打つ形状となっている。
 - ・景観に配慮された舗装が十分でない。
 - ・日射や雨を凌ぐところが少ない。
- 緑のネットワーク化が必要。
安心して通行できる歩行空間づくりが必要。
- (2) 河川
- ・河川堤防を散歩道として地区内の多くの人々が利用しているが、河川沿いの道路に歩道が整備されていないところがある。
 - ・河川敷にゴミが目立つ。
 - ・河川の景観に配慮した親水空間としての利活用が少ない。
- 快適な散歩道等の整備と適切な維持管理が必要
- (3) 公園
- ・緑を中心とした潤いのある公園づくりが求められている。
 - ・花壇が十分に手入れされていないところがある。
 - ・グラウンドの除草などの管理が十分ではないところがある。
 - ・防犯を考慮した地域の取り組みが求められている。
- 安全で緑豊かな公園づくりと維持管理が必要
- (4) その他
- ・住宅地内道路の違法駐車や駐輪、空地や空家の放置が目立つ。
 - ・住宅地内の道路については機能性や安全性の確保が重要と考えられている。
 - ・地域で空地や空家の環境を維持する仕組みや方法がない。
 - ・地区内に住戸周りに花を飾るなどの個人の取り組みが点在している。
 - ・地区内の各組織や事業所、行政はそれぞれ独自に活動している。
 - ・公民館や社寺などを拠点とし、文化や風習が継承されてきた。
- 快適で安全・安心な歩行空間づくりが必要
景観形成に対する個々の意識の向上が必要
地区内の個人や組織が連携するための仕組みづくりが必要



緑の印象が薄い



雑草が多く歩道が狭く暗いイメージ



公園内の花壇

4 . 基本目標と基本方針

基本目標と基本方針を以下のように定めた。

【基本目標】

協働で育む水と緑につつまれた美しいまちづくり

計画期間：平成 17 年度から概ね 5 カ年で美しいまちづくりに取り組む。

また、維持管理活動については計画期間以降も継続して取り組む。

【基本方針】

(1) 地区施設の整備に関する基本方針

遠賀町の顔となる魅力的な幹線道路づくり

幹線道路では、街路樹の整備と適切な維持管理により、緑豊かで統一感のある道づくりに努める。また、波打ち歩道の解消等によるバリアフリー化に努め、誰もが安心して通行できる歩行空間づくりをすすめる。

快適で憩いと交流のある河川づくり

地区内の多くの住民が散歩道として利用する河川堤防の歩道や街路樹の整備と、適切な維持管理により、安全で快適な、水や緑に親しめる河川づくりをすすめる。

緑豊かなコミュニティの拠点としての公園づくり

花壇の手入れや除草作業等に官民協働で取り組むための仕組みづくりをすすめる。だれもが快適に利用できる緑や花にあふれる潤いのある公園づくりを目指す。

(2) 建築物・住宅地の整備に関する基本方針

「点から線へ」と魅力をつなぐ環境づくり

住宅や事業所周りの花植えや緑化、清掃活動などの、地区内で個々の取り組みが連担し、地区全体が一体的な景観を持つよう、景観形成に関する情報提供等により美しいまちづくりを支援する。また、地区内の安全な通行を阻害する植え込みや看板等に対して、所有者の理解を求め改善を図る等、景観形成に対する地区全体の意識向上を図る。

住民・事業者・行政の協働の仕組みづくり

美しいまちづくりは主に道路や公園などの施設づくり等、行政が中心となりハード整備を行うものと、地区住民や事業者の自発的な景観形成活動によって時間をかけてつくりあげるものに分れる。そこで、地区全体での美しいまちづくりにおいて、個々の取り組みがより大きな効果をもたらすよう、地区内の景観形成に関する活動組織相互の連携を支援する。

5 . 景観形成に資する事業の基本計画

基本目標と基本方針に基づいて作成した(1)地区施設等の整備基本計画、(2)建築物・住宅地の整備基本計画を以下に示す。

(1) 地区施設等の整備基本計画

遠賀町の顔となる魅力的な幹線道路づくり

幹線道路では、街路樹の整備と適切な維持管理により、緑豊かで統一感のある道づくりに努める。また、波打ち歩道の解消等によるバリアフリー化に努め、誰もが安心して通行できる歩行空間づくりをすすめる。

A. 街路樹の整備・維持管理

現在、幹線道路沿いの街路樹には整備されていない区間があり、また、整備済みの区間においても手入れの不足が感じられるところが見られる。また、植栽帯にある低木の植え込みにはゴミが溜まりやすく、伸び過ぎた場合には安全な通行の妨げになる等の問題がある。そのため、以下の事項に配慮しながら、街路樹の整備をすすめるものとする。

- ・街並みの連続性を創るため、樹種を統一し適切な間隔で整備する。
- ・植栽帯を設けず、植樹柵を整備し、歩行者空間の拡大等のため、根囲いを設置する。
- ・既設の街路樹のうちアベリア等の低木植栽は撤去を基本とする。
- ・未成熟の街路樹については再整備を行う。
- ・街路樹が伸び過ぎて通行障害にならないよう、維持管理を行う。



ケヤキの並木道のイメージ



ナンキンハゼの並木道のイメージ

B. 街路灯の整備

幹線道路のうち、県道浜口遠賀線と県道岡垣遠賀線の一部には街路灯が設置されている。

県道浜口遠賀線と県道岡垣遠賀線については、現在設置されている照明と同様のデザインのものを整備する。

県道黒山広渡線については、沿道に戸建住宅が多いため、親しみの持てる歩行空間となるようなデザインの街路灯を設置する。照明の配置に際しては、街路樹との距離を考慮し、適切な間隔で配置する。



県道黒山広渡線の街路灯のイメージ
県道黒山広渡線には、住宅地として親しみの持てる印象の街路灯を整備する。

C. 歩道の舗装の統一化・バリアフリー化

幹線道路の歩道は、県道浜口遠賀線の一部と県道岡垣遠賀線の一部にカラーブロック舗装が施されているが、本町では、地盤沈下等により歩道の凹凸が生じやすい。

そのため、景観に配慮して原則としてカラー舗装を施し、その上で以下の事項に配慮してバリアフリー化を図ることとする。

- ・有効幅員を2m以上確保する。
- ・セミフラット型による整備を基本とする。
- ・歩車道の境界部の縁端は2cmを標準とする。
- ・仕上げを透水性舗装とする。
- ・視覚障害者誘導用ブロックを設置する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例
カラー舗装の色は視覚障害者誘導用ブロックと識別しやすいものとする。

D. ポケットパークの整備

幹線道路沿いの歩行者専用道路等を、モニュメントや花壇、ベンチの設置等により、緑や水の溢れるポケットパークとして整備する。



ポケットパークのイメージ
緑や水を用いた歩行空間と休憩空間がある。

E. 屋外広告物を正しく表示するルールの徹底

屋外広告物については、道路や歩道から積極的に後退するように、また良好な眺望を妨げる位置への設置をできるだけ避け、周辺景観との調和を図るように、福岡県屋外広告物条例に基づいたルールの周知に努め、沿道事業者の理解を求める。

F. 民地側における緑化の取り組みの支援

幹線道路の街路樹及び街路灯の整備に合わせて、事業所における緑化が望まれる。沿道の事業所には青空駐車場が多く、道路に面して大きな間口を持ち、敷地内の緑化等の景観に対する配慮が見られるところは少なくない。しかし、これらの取り組みは、個々に行われているため、今後は、沿道の事業者や周辺住民の意見を徴集し、樹種や緑化の方法など、統一感のある緑化の促進に努める。また、個人や事業者の取り組みを顕彰する仕組みづくりをすすめ、景観形成行動に対する意欲の向上と地区内の啓発を図る。



民地（駐車場）における緑化の試み
歩道側に設けられた植え込みが良く手入れされている。

幹線道路の整備イメージ

県道浜口・遠賀線（松の本地区から南をのぞむ）



県道黒山広渡線（県道浜口遠賀線側から東をのぞむ）



快適で憩いと交流のある河川づくり

地区内の多くの住民が散歩道として利用する河川堤防の歩道や街路樹の整備と、適切な維持管理により、安全で快適な、水や緑に親しめる河川づくりをすすめる。

A. 河川沿いの自然を活かした親水空間の整備

地区内を流れる3つの河川沿いは、多くの人々に散歩道として愛用されており、快適な歩行空間としての河川沿い道路の整備と親水空間の整備が求められる。親水空間の整備にあたっては、安全に十分に配慮した上で、以下の項目に配慮する。

西川

- ・橋梁や街路樹のライトアップ等、夜景の演出を検討する。
- ・河川沿いの空間を景観や美化に対する関心を集めるためのイベント等に活用する。

戸切川

- ・河川敷にも積極的に緑を取り込み、緑豊かな水辺景観を形成するよう配慮する。
- ・水際部はできる限り、自然な景観に近づくよう配慮する。
- ・河川周辺にある木々の保全を図る。

平田川

- ・河川周辺に緑化や修景のための土地が少ないため、周囲の公共施設や橋梁部における草花の植え付けやフラワーポット等による緑化をすすめる。



親水空間のイメージ
水際まで低い草に覆われ、川へ近づくことができる。



立体花壇付き照明
照明施設の柱に立体花壇を釣り下げ、華やかさを演出している。

B. 街路樹の整備・維持管理

現在、西川沿い歩道では数種の街路樹を採用しているが、手入れが行き届いていない箇所が見られ、歩道の整備に合わせた統一感のある街路樹の再整備が求められる。

そのため、河川沿いの街路樹は、樹種を統一し適切な間隔で整備を行う。既設の街路樹については、低木植栽を撤去し、未成熟の街路樹については再整備を行う。

街路樹の維持管理については、剪定等の定期的な管理は町が行い、除草・清掃等日常的な活動を周辺居住者や地元区に協力を求める。



プラタナスの並木道
樹種を統一して管理をしやすく。

C. 河川の美化活動の活性化

河川の美化活動については、地区内の活動が連携し、より効果的となるよう支援する体制づくりをすすめる。また、河川で行われるイベント開催時に美化活動を行い、活動の参加をよびかけ、意識の啓発を図る。

D. 街路灯の整備

地区内を流れる3つの河川沿いは、多くの人々に散歩道として愛用されている。そのため、通行者の安全確保と夜間の良好な景観形成のため、街路灯の設置が求められる。

河川堤防の街路灯については、現在設置されている照明と同様のデザインのものを整備する。街路灯が未整備の箇所については、街並みに配慮したデザインの照明を設置する。照明の配置に際しては、適切な間隔で配置し、街路樹との調和を図る。また、風力や太陽光等の自然エネルギーを利用した街路灯の採用も検討する。



フットライトのイメージ
周辺の住宅等に配慮し、光源が低い位置にあるガーデンライトやフットライトの採用も考えられる。

E. 連続的な歩道の整備

歩道は西川と戸切川の河川堤防の一部に整備されているが、十分な幅員を確保できていないところも見られる。歩道は、幹線道路と同様、原則としてカラー舗装を施し、合わせてバリアフリー化を図ることを基本とする。

また、平田川については、県道浜口遠賀線沿いの町道に整備されるポケットパークに接する箇所に蓋をかけて暗渠とし、歩行空間とする。また、道幅が狭いところについては、一部に蓋をかけ、車両離合の際に歩行者が回避するための空間を確保する。



歩道整備のイメージ(名古屋市庄内用水緑道)
河川を暗渠化し、安全で快適な歩行空間を整備する。

緑豊かなコミュニティの拠点としての公園づくり

花壇の手入れや除草作業等に官民協働で取り組むための仕組みづくりをすすめ、だれもが快適に利用できる緑や花にあふれる潤いのある公園づくりを目指す。

A. 官民協働による花壇・植え込み等の管理活動の促進

現在、遠賀町の公園は、各地元区の公園愛護会等が主体となって維持管理されており、本町では、この活動に対して助成金等による支援を行っている。

今後は、これまでの活動支援を継続すると共に、公園の管理活動のさらなる発展のため、公園づくりの専門家の指導を受けるための学習会の開催や情報の提供等、活動主体である地域住民の要望に対応できる活動支援に努める。

地区内の公園の現況



松の本第一公園内の様子



松の本第一公園の周囲の花壇



地蔵下公園内の花壇

アドバイザー派遣により可能となる公園づくりの例



事例見学

他の事例を見学し、その公園の魅力や問題点を公園づくりに反映する。



公園づくりのワークショップ

安全で楽しい遊具づくりや緑化についての検討を行う。



花づくり講習会の開催

花づくりや緑の手入れについての実践的で専門的な情報を得る。

参考:兵庫県猪名川町公園づくりホームページ http://www.town.inagawa.hyogo.jp/hp/tosikeikaku/kouen_work.htm

B. 緑化重点地区の整備の推進

「遠賀町緑の基本計画」では、「自然と古代ロマンが調和する生活都市」を将来像として、緑地の整備や都市緑化の推進を重点的に行う「緑化重点地区」を位置づけ、松の本・今古賀地区では、今古賀中央公園、砂田公園、塔ノ元第一公園の整備計画を位置づけている。これらの新設公園については、「緑化重点地区整備基本計画(平成15年9月)」に基づいた整備を推進し、既存の公園と同様、地域住民を主体とした管理活動を支援するものとする。

(2) 建築物・住宅地の整備基本計画

「点から線へ」と魅力をつなぐ景観づくり

住宅や事業所周りの花植えや緑化、清掃活動などの、地区内で個々の取り組みが連担し、地区全体が一体的な景観を持つよう、景観形成に関する情報提供等により美しいまちづくりを支援する。また、地区内の安全な通行を阻害する植え込みや看板等に対して、所有者の理解を求め改善を図る等、景観形成に対する地区全体の意識向上を図る。

A. 建築物・住宅地の良好な景観形成手法に関する情報提供

1) 情報の提供・発信

住民や事業者の景観形成に関する意識の向上を図り、地区内の活動についての情報を町内外へ発信するため、町は以下のような情報提供・発信を行う。

・パンフレット等の発行

緑化の手法、屋外広告物についてのルールや誘導案、公園の位置等を紹介する。

・町広報やホームページへの定期的掲載

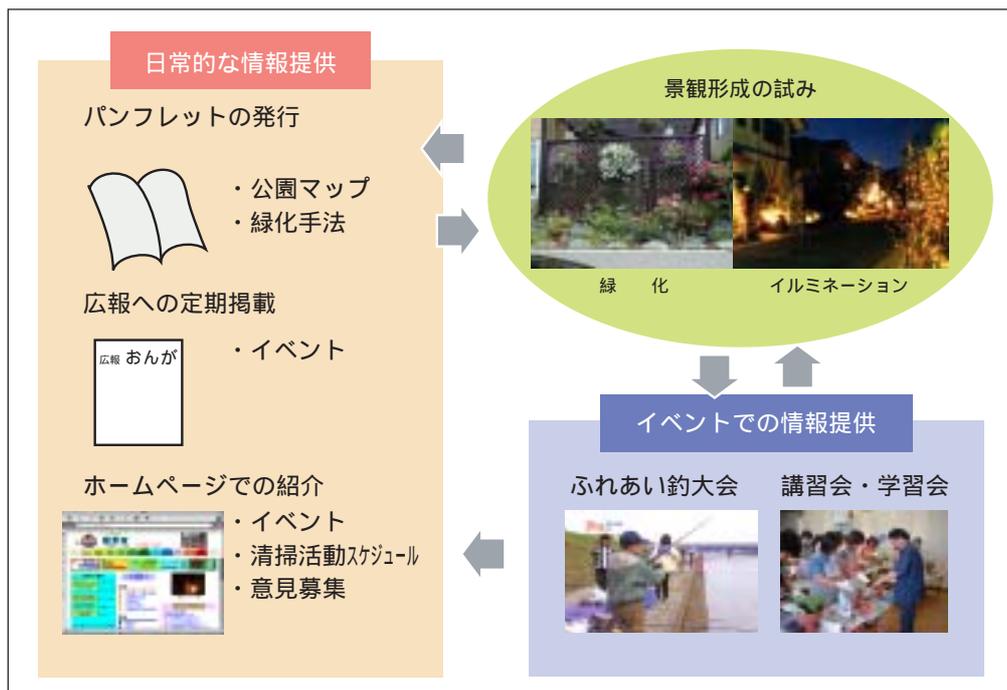
公園や緑化イベントだより、緑の特集等を掲載し、町内に対して、まちづくり活動についての情報発信を行う。

・景観形成に関するイベントの開催

河川における釣大会やクリスマスイルミネーションの点灯式等のイベントを通して町内外の様々な立場の人が参加でき、景観形成に関心を持ち続けるよう促すきっかけづくりを行う。

また、樹木やガーデニングなど、住民のニーズに応じた講習会や教室を開き、緑の効用や大切さについて学習する機会を提供する。

情報の提供内容と発信の方法



2) 景観形成手法に関する情報提供のイメージ

個々の取り組みによってつくられるべき住宅地のイメージを地区全体で共有するため、住宅地や建築物、住宅地内の公共的な空地等についての景観形成の考え方に関する情報を提供する。

住宅地の景観形成の考え方(例)

住宅地の境界部や街角、駐車場、出入口等における景観形成の例を挙げる。

住宅地の景観形成の例

- ・道路に面した部分は、塀、柵等の設置をできるだけ避け、高木や複数の樹種を組み合わせる、イルミネーションを設置する等、目を楽しませる景観を形成する。
- ・塀、柵等を道路に面して設置する際には、ブロック塀をできるだけ避け、意匠・素材等に配慮する。
- ・道路からの出入口、前庭等の緑化に努め、開放的で潤いのある空間を演出する。
- ・敷地内の緑は、街路樹や隣地の敷地と一体感を持つように配置する。
- ・近隣が農地、空地等で、接道部以外の敷地が人目につく場合には、積極的に緑化に努める。
- ・建築物の配置や敷地の形状により生じた残地、未利用地は積極的に緑化する。

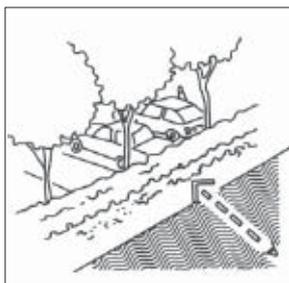


境界部の緑化の例(今古賀地区) 境界部の緑化の例(松の本地区) イルミネーションの例(新宮町)

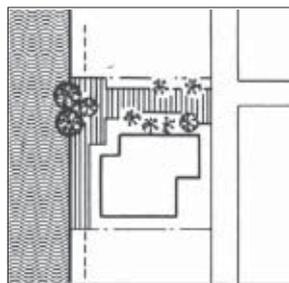
幹線道路や河川沿い建築物・住宅地の景観形成の考え方(例)

駐車場の緑化や建物の外観の工夫、開放的な低層部づくりの誘導など、建築物や住宅地における景観形成の例を挙げる。

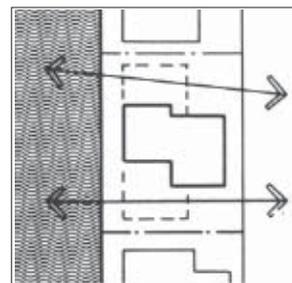
幹線道路や河川沿いの建築物・住宅地の景観形成の例



駐車場で緑を活用する。



敷地内に通路を設ける。



建物の形状を工夫する。

住宅地内の公共的な空地の景観形成の考え方（例）

区域内には、水路沿いや町道の歩道にある植栽帯を利用して草花や樹木を植えているところが見られ、これらの通りを散歩道として利用している住民は少なくない。

このような民地内の取り組みの他に、住民が日常的に利用する町道沿いの空地等、街並みづくりに利用可能な場所の例を挙げる。



水路沿いの土地に花壇が
つくられている

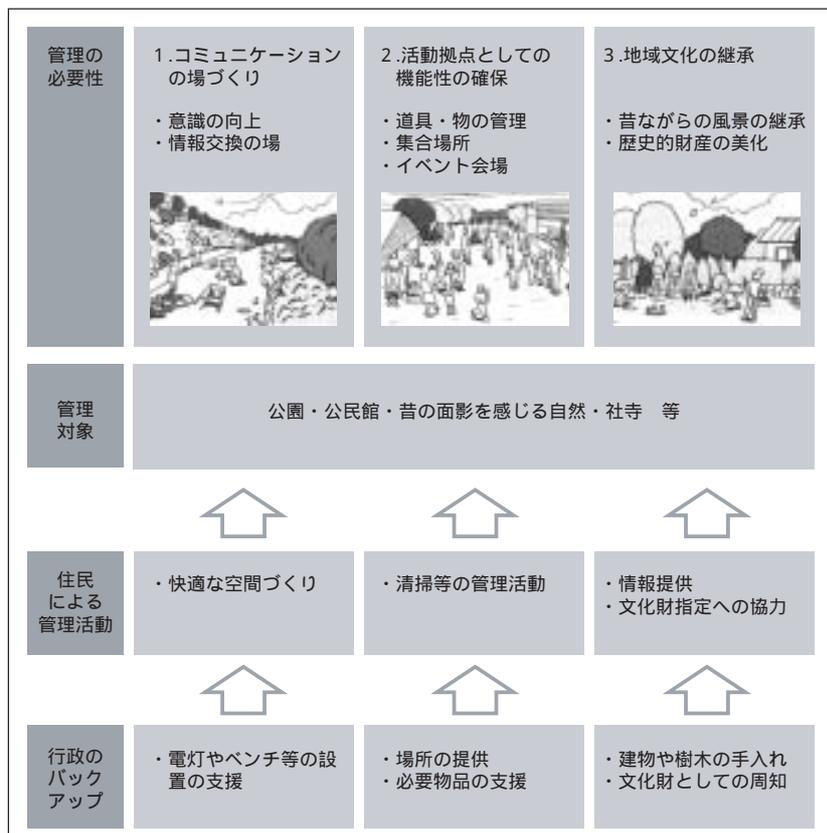


花壇でコスモス栽培を栽培するなど
統一感のある街並みづくりを推奨
する

B. コミュニティの拠点となる施設の維持管理

地区内の持続可能な景観づくりには、地域コミュニティの維持が不可欠である。そこで、地域コミュニティの拠点となる地区内の施設を保全し、地域コミュニティの形成・維持を支援する。

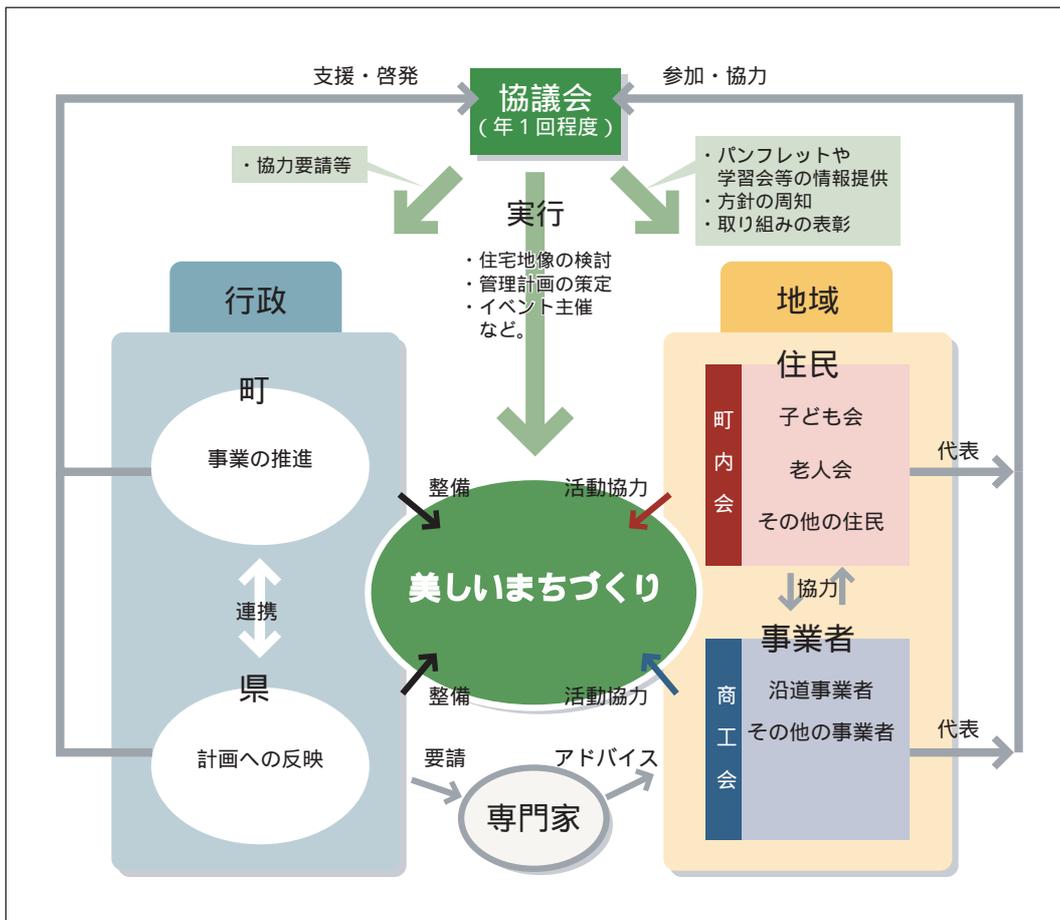
コミュニティの拠点となる施設の維持管理



住民・事業者・行政の協働の仕組みづくり

美しいまちづくりは主に道路や公園などの施設づくり等、行政が中心となりハード整備を行うものと、地区住民や事業者の自発的な景観形成活動によって時間をかけて作りあげるものに分れる。そこで、地区全体での美しいまちづくりにおいて、個々の取り組みがより大きな効果をもたらすよう、地区内の景観形成に関する活動組織相互の連携を支援する。

美しいまちづくり推進協議会の仕組み



地区内で行われている各組織の活動を連携させ、継続可能なものとするため、「松の本・今古賀地区美しいまちづくり推進協議会」の設立を検討する。協議会は、地元区の各組織の代表、幹線道路沿道の事業者、行政で構成され、各々の立場からの意見交換を行う場であり、各組織の財政状況、人材の確保等を考慮して実現可能な短期、中・長期の活動計画について協議するものとする。

また、将来的には景観形成の活動を主催し、清掃や緑化等の日常的な活動だけでなく、景観形成に関するイベントや学習会等の行事の実行機関として機能することが望ましい。

整備箇所のイメージ



並木道のイメージ



住宅周りの緑化の例



民地側の緑化の例



松の本第一公園



松の本第一公園



学習会のイメージ

「点から線へ」と魅力をつなぐ環境づくり

・コミュニティの拠点となる施設の維持管理

・民地側の景観形成の誘導

・並木道の整備

・民地側の景観形成の誘導

・水路端の緑化

・緑の並木の形成

・民地側の景観形成の誘導

・住民協力による緑化（壁面緑化・ポットの植栽等）

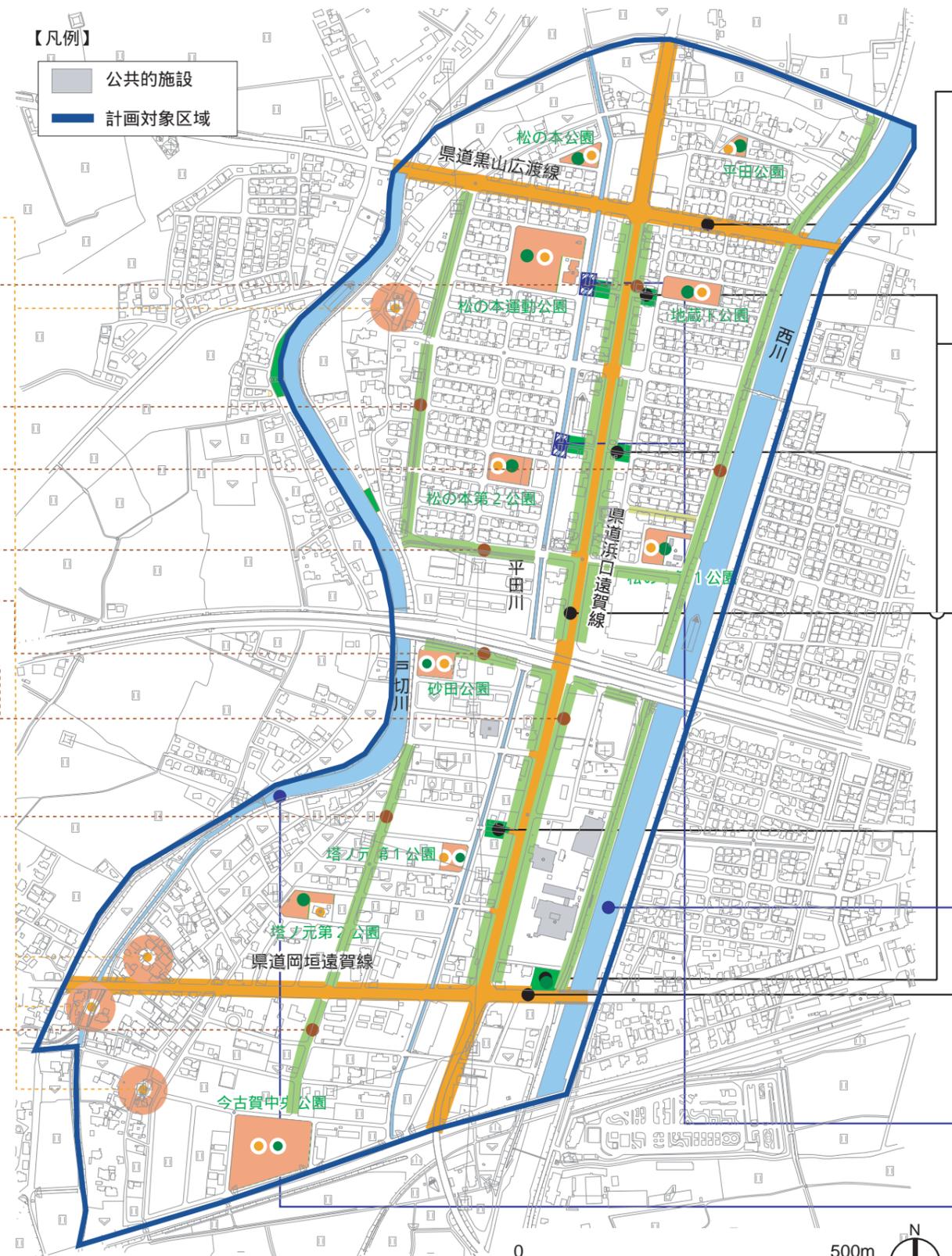
緑豊かなコミュニティの拠点としての公園づくり

【都市公園】
・官民協働による花壇・植え込み等の管理活動の促進

【計画公園】
・緑化重点地区整備の推進
・官民協働による花壇・植え込み等の管理活動の促進

【凡例】

- 公共的施設
- 計画対象区域



遠賀町の顔となる幹線道路づくり

【県道黒山広渡線】
・街路樹の整備・維持管理
・街路灯の整備
・沿道環境に配慮しながらバリアフリー化に努める

【歩行者専用道路】
・ポケットパークの整備

【県道浜口遠賀線】
・街路樹の整備・維持管理
・街路灯の整備
・屋外広告物を正しく表示するルールの徹底
・歩道の舗装の統一化とバリアフリー化
・民地側における緑化の取り組みの支援

【県道岡垣遠賀線】
・街路樹の整備・維持管理
・街路灯の整備
・屋外広告物を正しく表示するルールの徹底
・歩道の舗装の統一化とバリアフリー化
・民地側における緑化の取り組みの支援

快適で憩いと交流のある河川づくり

【西川】
・街路樹の整備・維持管理
・河川の美化活動の活性化
・街路灯の整備
・連続的な歩道の整備

【平田川】
・一部に蓋をかけ歩行空間を整備
(今古賀地区については住宅地の成熟に合わせて検討する。)
・河川の美化活動の活性化

【戸切川】
・河川沿いの自然を活かした親水空間の整備
・河川の美化活動の活性化
・連続的な歩道の整備



街路樹の整備イメージ



街路樹の整備イメージ



街路灯の整備イメージ



カラー舗装の整備イメージ



光源の低い街路灯のイメージ



光源の低い街路灯のイメージ

6 . パートナーシップによる取り組みの推進

この計画の実現のためには、住民・事業者・行政の協働による景観形成の取り組みが重要である。そのため、「協働で育む水と緑につつまれた美しいまちづくり」を実現するため、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえ、互いに連携するパートナーシップにより、本計画に定めた施策の推進を図る。

(1) 住民の役割

住宅周りにおける景観への配慮

住宅の公共空間との境界部において、近隣と一体感のある景観づくりに配慮した住宅づくりが望まれる。

景観維持管理活動への参加

幹線道路、河川、公園における清掃・花植えなどの維持管理活動に積極的に参加する。

(2) 事業者の役割

景観形成への理解

地区全体における景観形成づくりの主旨を理解し、ルールに基づいた屋外広告物や建物づくりを行う。

景観維持管理活動への参加

事業所周辺の緑化や、企業ボランティアとしての清掃活動、住民が行う景観形成活動への支援などの積極的な参加が望まれる。

(3) 行政の役割

推進体制の確立

県道や河川の整備などにおいて、国・県等の関係機関や、都市計画、道路、河川、環境、防災、観光等の関係各課との効果的な連携の強化を図る。

パートナーシップの推進

広報誌やパンフレット等を活用し、計画の普及や緑化意識の高揚と啓発に努める。

また、地域住民や事業者による活動を支援し、情報の共有化の仕組み等について検討する。

計画の推進

積極的に活動参加者の意見を徴集し、関係各機関との連携を図りながらまちづくりの進捗状況を把握し、その時々の人材確保と経済状況を考慮して施策の効果的な推進を図る。

実績の顕彰の仕組みづくり

まちづくり推進協議会を検討機関とした、個人や事業者による景観形成活動に対して、顕彰するための仕組みづくりをすすめる。

参 考 資 料

遠賀町美しいまちづくり策定委員会名簿

氏 名	役 職 等
竹下 輝和	九州大学大学院人間環境学研究院教授
森 素直	(社)日本建築士事務所協会連合会副会長
渡辺 道隆	北九州土木事務所道路課長
渡邊 正隆	福岡県警折尾警察署交通課交通総務係長
福田 秀實	遠賀町商工会会長
菊竹 一成	遠賀町今古賀区長
松尾 隆	遠賀町松の本区衛生委員
栗木 喜明	身体障害者福祉協議会
木村 晃	遠賀町建設課係長
事務局	遠賀町都市計画課
協力機関	(株)醇建築まちづくり研究所

